

「第4期地域福祉計画(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「第4期相模原市地域福祉計画(案)」は、地域における福祉の各分野に横断的に関わる地域住民の福祉活動を推進するための仕組みづくりや環境整備を行うことにより、複合化・複雑化する課題に対応し、本市の地域福祉を更に推進するための指針とするものです。

同計画の策定に当たり、市民の皆様からご意見を募集したところ、10人の方から22件のご意見をいただきました。

この度、ご意見の内容及びそれに対する市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表いたします。

なお、いただいたご意見を踏まえ、同計画を一部修正いたします。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和元年12月10日(火)～令和2年1月16日(木)
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、地域福祉課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(沢井公民館を除く)、各図書館、公文書館、あじさい会館

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		10人(22件)
内 訳	直接持参	3人(4件)
	郵送	2人(2件)
	ファクス	1人(2件)
	電子メール	4人(14件)

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	計画(案)全体に対する意見	1			1	
	「第1章 計画の策定に当たって」に対する意見	2	1		1	
	「第2章 地域福祉を取り巻く状況」に対する意見	1	1			
	「第3章 計画の基本的な考え方」に対する意見	1		1		
	「第4章 施策の展開」に対する意見	17	4	5	8	
合計		22	6	6	10	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
1	後期高齢者生活保護対策の一環として、後期高齢者世帯の自治会費は免除してほしい。また、ひとり親家庭にも適用を検討してほしい。	自治会は、地域住民の自主的・自立的な組織であり、地域コミュニティの形成など、地域活動の中心的な役割を担っております。自治会費につきましては、会費の免除を実施している自治会もございますことから、いただいたご意見につきまして、今後の自治会活動支援の取組の参考とさせていただきます。	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
2	<p>計画案 本編 8 ページ 地域福祉計画と地域福祉活動計画が相互に連携するように書かれているが、具体的にどのように連携するのか。</p>	<p>地域福祉計画では、地域福祉を推進するための基本的な方向性や基本事項を定め、仕組みづくりや環境整備を行い、地域福祉活動計画においては、地域福祉計画の「基本理念」「基本目標」を共有し、地域で福祉活動をする市民や企業の具体的な活動・行動計画を策定しております。両計画が相互に連携し、地域福祉を一体的に推進してまいります。</p>	ウ
3	<p>計画案 本編 10 ページ 地域福祉の圏域について、小圏域と日常生活圏域の違いが分かりにくい</p>	<p>いただいたご意見を踏まえて、小圏域と日常生活圏域の違いが分かりやすくなるよう、表現を工夫いたします。</p>	ア
4	<p>計画案 本編 26 ページ (3) 対象者について、生活保護受給者への言及がない</p>	<p>いただいたご意見を踏まえて、対象者の統計資料として、生活保護受給者に関する内容を掲載いたします。</p>	ア

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
5	<p>計画案 本編73ページ 分野を超えた包括的な相談支援体制の整備について、複合化、複雑化した課題について分野横断的に検討を行うことが出来る人材の育成が必要とあるが、効果的な対策を打ち出せるのか。ひきこもりの要因を認知理解し、対象年齢を限定せず具体的な取組をしていただきたい。</p>	<p>相模原市ひきこもり支援ステーションにおいては、ひきこもりに関する一次相談窓口として、原則18歳から64歳までを対象年齢として、ひきこもり状態にあるご本人、ご家族からの相談に対応しています。ひきこもり状態となる要因、背景はさまざまであるため、相談者それぞれの事情に目を向け相談にあたっています。そのうえでその方の状況やニーズに応じて、生活困窮者自立支援相談窓口等の庁内関係各課との連携を図ったり、地域の関係機関等につなぐ伴走支援などを行っています。</p> <p>ひきこもり状態の方への支援は単一の機関だけではなく、各課、機関の連携が必要であることから、市職員および関係機関の職員を対象とした研修や市民対象の講演会等を開催しています。</p> <p>ひきこもり状態の方の社会参加や複合的な課題を抱えた世帯を支えていくためには、ひきこもり支援ステーションや生活困窮者自立支援相談窓口等の行政における相談支援だけでなく、本人、家族を取り巻く地域住民、市民団体等の理解や見守りが必要と考えています。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
6	地域の公共交通であるコミュニティバスなどのことが取り上げられていない。コミュニティバスを交通政策として取り扱うのではなく、福祉政策として取り上げるべきではないか。	コミュニティバスは交通施策として導入しているものですが、高齢化の進展等、様々な社会情勢の変化に対応するため、交通手段の確保の検討等に際しては、福祉分野と連携を図ってまいります。	イ
7	計画案 概要版 11 ページ 基本目標1<体制づくり>の【今後の方向性】について 施策2に成年後見制度の利用促進体制の構築に取り組むと記載されているが、市が高齢者や障害者の権利擁護の最前線組織と各専門職団体が交流できる環境を更に整備する趣旨の方向性も加えてはいかがかと考える。	成年後見制度の利用促進においては、各専門職団体との連携は大変重要と考えておまして、今後の方向性(2)「早期の段階から、相談や制度の利用がしやすい環境を整えます。」の中での主な取組の1つとして、「専門家団体との協働による支援方策の検討」を盛り込むなど、これまで以上に専門職団体との連携を図る予定です。	イ
8	計画案 本編 116 ページ 重点的な取組の関係機関とのネットワーク連絡会議の設置について 本編 72 ページにある「地域福祉ネットワーク会議」をより活用し、情報共有・情報交換をすることで、新たな連絡会議の設置は必要ではないと考える。	更生支援ネットワーク連絡会議の設置に関し、まずは官民の情報交換・情報共有を行い、その後、ケース部会等の開催について検討してまいりたいと考えております。その際は、既存の組織の利用についても検討してまいります。	イ
9	計画案 本編 81 ページ (3)本市における計画の位置付けについて、「市成年後見制度利用促進計画の内容を盛り込むこととした」とあるが、この計画はすでに策定されているのか。	市成年後見制度利用促進計画の内容は、第4期相模原市地域福祉計画に盛り込んでおります。	ウ
10	計画案 本編 82 ページ 認知症高齢者数の将来推計について、本当に何人までの推計ができるのか疑問である。	認知症高齢者数の将来推計につきましては、厚生労働省が平成27年1月に公表した「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」により示された推計値に基づき、本市の将来推計を行っております。	ウ

1 1	計画案 本編 8 3 ページ 成年後見制度利用者の数はどのような数字なのか。	相模原市にお住まいの方で成年後見制度を利用されている方の人数でございます。	ウ
1 2	計画案 本編 8 3 ページ 市長申立ての件数の推移に関して、市長申立てが何か説明が必要なのではないか。日常生活自立支援事業についても同様。	「市長申立て」「日常生活自立支援事業」の用語説明は、コラムとして掲載させていただいております。	ウ
1 3	計画案 本編 8 8 ページ 今後の方向性について、この中に市の成年後見制度の在り方が書き込まれなければいけないのではないか。	市の取り組む方向性として、支援が必要な方に情報が届くよう、制度の理解促進を図ることや、早期の段階から、相談や制度の利用がしやすい環境を整えること等をお示しております。	ウ
1 4	計画案 本編 9 3 ページ 協議会の設置の方向性について、「情報交換会」以外の団体や個人も協議会準備会に参加できる方向性を示してほしい。	協議会準備会は、これまで情報交換会に参加いただいている団体等で構成させていただき予定でございます。	ウ
1 5	精神障害者本人の話を聞いてくれる場所と人材が必要である。	各区の障害福祉相談課等にて障害福祉についてのご相談を承っております。地域においては、当事者活動としてピアサポーターがご相談に応じております。今後も活動の程度や症状に応じて、様々なご相談に対応できるよう場所と人材の確保に努めてまいります。	ウ
1 6	精神障害と知的障害のある方とは、障害の違いがあることを認識し、諸施策を進めてほしい。	今後とも障害の違いや特性に応じた施策を進めてまいります。	イ
1 7	計画案 本編 9 7 ページ 主な取組内容で「点字版やCD, 多言語版など、情報の受け手に合わせた情報提供」とあるが、CDは、「音声版」もしくは「音声版CD」と表記していただきたい。	いただいたご意見を踏まえて、「録音版」と表記いたします。	ア

18	<p>計画案 本編98ページ 主な取組内容で「人権施策推進指針に基づいた総合的な人権施策の推進」は、具体的な取組は何か。</p>	<p>人権施策推進指針は、「人権尊重のまちづくり」を実現することを目的に、本市が今後実施すべき人権施策の基本姿勢を示し、人権施策の全体像を明らかにするとともに、主要な人権分野における具体的施策の方向性を示すものです。施策の方向性は、子ども、高齢者、障害者、男女共同参画等に対する理解など非常に多岐に渡ることから、この表現を用いているものです。</p>	ウ
19	<p>計画案 本編99～100ページ 主な取組内容で「福祉教育活動の促進」とあるが、これまでの福祉体験学習から、当事者協働による対話的・交流的な体験学習へ進化させることが重要である。「心のバリアフリー教育」や災害・防災学習の充実などと関連付け、地区ベースでの推進と合わせ、部局横断的な連携・協働事業を提案する。持続可能な人材育成と地域福祉の発展のため、持続可能な福祉教育の事業化を行う時期であると考えます。</p>	<p>「福祉教育活動の促進」に関して、福祉人材の育成は大変重要と考えております。本計画では、人材づくりについても重点的な取組として位置付け、施策を推進してまいります。</p>	イ
20	<p>計画案 本編104ページ 基本目標3について「住民同士の支えあいの関係づくりを促進し～」の「住民同士の支えあい」は、厚生労働省で使われている「住民相互の支えあい」という表現にそそえた方がいいのではないか。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえて、「住民相互の支えあい」に表現をそそえて掲載するようにいたします。</p>	ア

2 1	<p>計画案 本編 1 0 6 ページ 施策 1 0 について、「現状と課題」に「社会福祉法人による地域貢献の取組が広がりつつある」とあるように、実際にはすでに多くの企業が地域貢献を活発に行っている。例えば、市は、フードバンクかながわと食品の譲渡に関する合意書の締結を行い生活困窮者窓口や子ども食堂、無料学習塾などに食品を提供している。相模原市社会福祉協議会を中心とし、こどもの居場所づくりの担い手の育成等も行われている。このような取組は今後も必要であるため、計画に掲載した方がよいと考える。</p>	<p>「フードバンク活動との連携による地域活動の支援」は、地域福祉の推進に関わるものですので、いただいたご意見を踏まえて、施策 1 0 の主な取組内容に加えてまいります。</p>	ア
2 2	<p>計画案 本編 1 1 6 ページ 施策 1 2 の重点的な取組について「教育関係団体」をネットワーク連絡会議の構成員に含めていくよう検討してほしい。</p>	<p>再犯防止の推進に教育関係団体との連携は不可欠であると考えます。いただいたご意見を踏まえて、「教育関係団体」をネットワーク連絡会議の連携団体として明記いたします。</p>	ア